

# 県産水産物魅力向上推進事業（漁船）補助金募集要項

## 1. 事業の内容

複数漁船が共同して海水冷却装置を整備する際の費用の一部を補助します。

## 2. 補助対象者

主に同じ漁港等の産地市場に陸揚げを行う3名（3隻）以上の県内の漁業者グループで、次の全ての要件を満たすもの。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有しており、本事業を実施する能力と漁船を有し、事業実施後においても本事業で整備した装置を適切に管理し、かつ漁業活動を継続するものであること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適正に実施、管理ができるものであること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。

## 3. 補助対象となる費用

本事業の補助対象経費は、複数漁船が共同して海水冷却装置を整備する費用のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 漁船に新たに設置する海水冷却装置の購入費用
  - (2) 漁船に海水冷却装置を設置する際の設置工事費用（部品代等含む。）
- ※ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税並びに振り込み手数料は含みません。
- ※ 上記の経費に該当する場合でも、審査により対象外とすることや査定により減額することがあります。
- ※ 当該事業の交付申請書の作成委託費、見積作成に係る業者の出張等費用、口座振込以外によって支払われた経費等は対象外となります。

## 4. 補助事業の要件

補助対象事業となる要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主に同じ漁港等の産地市場に漁獲物の陸揚げを行う3名（3隻）以上の県内の漁業者グループであり、漁業協同組合等が陸揚げ状況を証明できること。
- (2) 既に海水冷却装置を設置している漁船でないこと。ただし、機能強化を図る場合で海水冷却能力を著しく向上できる場合は除く。
- (3) 補助対象経費として計上する経費は、国や地方自治体の他の支援制度を利用していないこと。
- (4) 県などが実施する海水冷却装置の効果把握調査に協力すること。

## 5. 補助対象期間

補助事業の補助対象期間は、交付決定日から令和3年1月末日までとし、期間内に支払った

経費を補助します。

## 6. 補助率

補助対象経費の1/2以内で、1隻当たり上限は100万円とします。

## 7. 補助金対象事業者の決定

補助対象事業者の決定はグループ単位で行い、申請額が予算を超えた場合は、以下の着眼点から審査委員会において審査を行い、補助対象事業者として決定された者に、補助金交付決定通知書を通知します。なお、審査により補助率等が申請と異なることがあります。

なお、交付決定の時期は、令和2年10月末頃を予定しており、選考に漏れた方には通知しませんので、ご承知ください。

### 【内容審査の着眼点】

- (1) 本事業を実施することにより見込まれる効果
- (2) 主に陸揚げを行う漁港等の産地市場における海水冷却装置の設置等の状況
- (3) 事業の実現性

## 8. 申請

### (1) 受付期間

令和2年9月7日(月)から10月20日(火)までの9時から17時までの間に、持参又は郵送により下記(3)に掲げる提出先にグループ単位でまとめて提出すること。最終日は、17時必着とします。

### (2) 提出書類(1部)

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③誓約書
- ④県税に未納がないことの証明(完納証明。最寄りの県民局等において発行したもの)
- ⑤グループ構成届出書及び陸揚げ状況証明書(グループにつき1部)
- ⑥見積書の写し(有効期限内のもの)
- ⑦導入予定の海水冷却装置のカタログ等

### (3) 提出先及び問い合わせ先

〒700-8570  
岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県農林水産部水産課振興班  
電話 086-226-7446

※提出された申請書類は返却しませんので、必要に応じてコピーを取っておいてください。

## 9. スケジュール

(1) 補助金申請 10月20日(火)まで

(2) 審査

提出書類に基づき、県で審査を行います。提出書類に不備がある場合は、再提出をお願いすることがあります。また、必要に応じて、ヒアリングを行うことがあります。

(3) 補助事業の交付決定 10月末頃

補助事業者として選考された方には、県から補助金交付決定通知書を送付します。

(4) 補助事業の実施 令和3年1月末まで

期間内に支払った経費等が補助対象となります。

(5) 実績報告書の提出

補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月15日のいずれか早い期日までに、実績報告書及び必要書類を県へ提出してください。

(6) 補助事業の完了検査

実績報告書の内容を県で審査した上で、必要に応じて補助事業が適正に実施されているか確認を行います。

(7) 補助金額の確定

完了検査で補助事業が適正に実施されていると確認された後は、交付すべき補助金の額を確定し、県から補助事業者へ補助金確定通知書を送付します。

(8) 請求書の提出

補助金の確定通知書を受領後、補助事業者は早急に補助金の請求書を県に提出してください。

(9) 補助金の支払い

県は、補助金の請求書を受領後、補助事業者に対して口座振込により補助金を支払います。なお、県に登録口座がない方は、別途口座登録に必要な書類を提出していただきます。

## 10. 留意事項

この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の適用を受けます。証拠書類（請求書、契約書、領収書等）は、事業を完了した後も保存する必要があります。また、会計検査院による検査が行われる際は、必要な書類の作成、現地調査等の対応が求められる場合があります。なお、証拠書類については、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。